

公 示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 7 年 6 月 2 日

海上保安庁長官

瀬口 良夫（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - （1）名 称 国立研究開発法人産業技術総合研究所
 - （2）住 所 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - （1）区 域 伊豆諸島新島沿岸海域（別添付図のとおり）
 - （2）期 間 令和 7 年 6 月 15 日～6 月 30 日
- 3 水路測量の実施方法
マルチビーム音響測深機による測深
- 4 その他必要な事項
水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）
第六条に定める標識を掲揚

付図



陸域は除く

No	緯度			経度		
1	34 °	28 ′	00 ″	139 °	20 ′	00 ″
2	34 °	18 ′	00 ″	139 °	20 ′	00 ″
3	34 °	18 ′	00 ″	139 °	10 ′	30 ″
4	34 °	28 ′	00 ″	139 °	10 ′	30 ″

背景図:海上保安庁、 (C) Esri Japan